

厚生常任委員会

平成26年9月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	中川 靖広	紀 良治
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	北 典子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	福田 善行	住 民 課 長	岡村ひとみ
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、宮崎委員

委員長 おはようございます。それでは、ただいまより、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 ありがとうございます。それでは最初に本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名をさせていただきます。

署名委員には、辻委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案についてを議題とさせていただきます。

（1）議案第26号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは 議案第26号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 それでは、末尾の要旨と新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。まず初めに末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（要旨）でございます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て

て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の制定等に伴いまして、保育の実施基準について所要の改正を行うとともに、保育所保育料について、多子世帯の負担軽減を図るため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を従来の2分の1から4分の1に軽減するものでございます。さらに、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、主な改正内容でございます。

初めに（1）といたしまして、子ども・子育て支援新制度による改正といたします。

①保育の実施基準の改正でございます。子ども・子育て支援法及び同法施行規則の制定等に伴いまして、保育の実施基準について所要の改正を行うものでございます。

ここで恐れ入りますが、新旧対照表の方をご覧くださいませでしょうか。新旧対象表、1ページの第2条でございます。6月の本委員会でもご報告申し上げましたとおり、子ども・子育て新制度では、保育所等の利用にあたっては、保育の必要性に応じた支給認定を行うこととなっており、2号認定、こちらは（満3歳以上で保護者の労働等により保育を必要とする子ども）、また、3号認定（満3歳未満で保護者の労働等により保育を必要とする子ども）であると認定した場合に、保育の実施を行うという内容になっております。

また、保育の実施に係る保護者の要件といたしまして現行では、「保護者以外の同居の親族」についても、就労や病気等、保育できない理由が必要となっておりますが、新制度では、その要件がはずされております。

それでは保育の実施基準についてご説明いたします。まず第1号、1月において、48時間以上労働することを常態とすることでございます。

こちらは、現行の第1号、居宅外での労働、あるいは第2号、居宅内での労働の2つの要件を1つといたしまして、また、平成26年6月9日に公布されました「子ども・子育て支援法施行規則」の規定によりまして、具体的な労働時間として、48時間以上と規定するものでござい

ます。

施行規則では、「1月において、48時間から64時間、この間の範囲内で月を単位として市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」とこのように定めておるところでございますが、斑鳩町では、これまで「1週3日以上にわたり、4時間以上を労働とすること」を原則としておりましたので、ちょうど1週で12時間、1月あたりでは48時間となりますことから、現状を維持する形、また、施行規則の最低の基準で48時間と定めてまいりたいと、このように考えております。

次の第2号 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。第3号 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること、この2つにつきましては、現行の第3号、あるいは第4号と同じでございます。

次に第4号、同居の親族を常時介護または看護していることでございます。

現行第5号では、「同居の親族を常時介護していること」となっておりますが、新制度では、「同居または長期入院等している親族の介護・看護」となり、介護のほか、長期入院や慢性疾患の看護も含まれることとなっております。

次の第5号、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること、につきましては、現行第6号と同じでございます。

次の第6号から第9号、こちらの方は、子ども・子育て新制度で新しく設けられた要件でございます。

第6号、求職活動を継続的に行っていること。第7号では学校等の教育施設に在学していること。あるいは職業訓練を受けていること。となっております。

次の第8号では、児童虐待を行っている者、または再び行われるおそれがあると認められること。配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。第9号では、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外、小学校就学前子どもが保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に

当該保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められることとなっております。

最後に、第10号といたしまして、現行の第7号と同じ町長が認める前各号に類する状態にあること、このようになっております。

恐れ入ります、要旨にお戻りいただけますでしょうか。

次に要旨裏面でございます。②保育必要量の認定でございます。

子ども・子育て支援法第20条第3項の規定によりまして、同法第19条第1項第2号または第3号、こちらの方は第2号、第3号認定でございますが、こちらに掲げる小学校就学前子どもに該当すると認める当該対象者に係る保育必要量の認定を行うものでございます。

子ども・子育て新制度では、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」または「保育短時間」に区分して認定するものとされております。

6月委員会でご説明申し上げましたが、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なっておりまして、「保育標準時間」は、フルタイム就労を想定した利用時間で、保育所の開所時間でありまして1日11時間まで、「保育短時間」では、パートタイム就労を想定した利用時間、1日8時間までの利用となっております。

これら①先ほど説明いたしました①保育の実施基準の改正②ただいまの保育必要量の認定の規定、これら2つの改正に係る施行期日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして(2)斑鳩町立保育所保育料の改正でございます。

①同時在園の第2子の軽減率の改定でございます。

多子世帯の負担軽減を図るため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を従来の2分の1から4分の1に軽減するものでございます。

この改正によります保育料収入への影響額は、約540万円となっております。

なお、従来の「就学前児童」の用語は、子ども・子育て支援法の用語と合わせまして、「小学校就学前子ども」としてあわせて改正をしております。施行期日は、平成27年4月1日でございます。

最後に（３）母子及び寡婦福祉法の一部改正による改正でございます。

①「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、平成２６年１０月１日から施行されることに伴いまして、同法を引用している条文につきまして整理を行うものでございます。

施行期日は、法律の施行期日に合わせまして平成２６年１０月１日としております。

なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の詳細の説明は省略させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第２６号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

委員皆様には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員。

中川委員 保育の実施基準の第２条で、１号から８号まであるやつ、これはなんか、この号に当てはまるものに対して証明かなんかつけるのかな。これは口頭で申請するだけでいいのかな。

福祉課長 例えば、第１号の４８時間以上の労働ということでございましたら、勤務先からの勤務証明書等々、疾病等に関しましては診断書等々、確認できる書類を出していただくということで行ってまいりたいと考えております。

中川委員 ６号の求職活動というのは、ずっと仕事探してますねんでいいのかな。

福祉課長 こちらにつきまして、ハローワークのほうから求職活動の証明書が出るということでございますので、その証明書をつけていただいて、町の方で確認させていただくということで行ってまいります。

中川委員　ハローワークは行かずに、個人的に探しているというのはどうなん。
ハローワーク行くのが1つの条件やったらそれでええねん。

福祉課長　おっしゃっていただきましたハローワークでの証明を条件とさせていただきます。
ただいております。

委員長　他に。　辻委員。

辻委員　要旨の中で主な改正内容と8番、次のいずれかに該当すること、配偶者からの暴力により、小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること、とありますけども、これ保育所へは、いてる間は暴力はないけど、また家帰ったらこんな子どもないなるねやろ。あと、保育以外で、その辺ちょっと。

福祉課長　この第8号につきましては、例えば児童相談所等々と見守りをする中で、昼間の保育の実施が必要であるといった場合に・・・していくというものでございまして、おっしゃっていただいております保育所から帰った後というのは、児童相談所を含めて見守りをして保護をしていくということになってまいります。

辻委員　その辺の連携、これぱっと見たらあと、どないなるのかなと思いましたが、よろしく。それともう1点、2号の保育料の改正で、2分の1が4分の1になります、その中で540万が減額になります、これは国がまたこれに代わる財源をまたくれるのかな、これはもう単独でか、町が損するんか、国から、国改正したら、国からなんぼか見てくれるのか、その点だけ。

福祉課長　ただいまご質問いただきました、多子世帯に2分の1から4分の1という軽減でございます。国の方の基準はあくまで従来どおり2分の1と

なっております、この4分の1に関しましては、町の単独事業、子育て支援として行ってまいるのでございます。

辻委員 町単でも結構でございます、また、国の改正によってこうなるのかなって思ったから、町単でそれはもう。

委員長 他に委員の皆さんのほうで、何かございますでしょうか。

(な し)

委員長 私ちょっとごめんなさい、1点確認させてください。今、これ説明受けてたら、就学前の子どもっていう言葉がたくさん出てくるんですけどね、就学前の子どもっていうのは、どういう年齢を捉えて、これ就学前って言っているのかが、ちょっとわかりにくいんですが、私は印象としては、幼児組さんになれば、もう幼稚園に行く年齢ですので、その幼稚園に行くような年齢の、幼児組さんを指しているのかなというふうに思うんですが、就学前、就学前ばかりになったら、年長さんだけが対象みたいになんか聞こえてくるんですけども、どういうふうに判断、これは町の方されているんでしょうか。

福祉課長 従来、就学前児童ということでなっておりました部分が、法律の中で、小学校就学前子どもということで、町といたしましては、小学校に上がられる前、0歳から5歳、その間のお子様を就学前子どもということで、認識をしております。

委員長 はい、わかりました。
他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第26号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第27号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第27号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

恐れ入りますが、斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の末尾にある要旨をご覧くださいませでしょうか。

母子および寡婦福祉法が一部改正され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、法律の名称が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子ならびに寡婦福祉法」に改められたことから、同法を引用している条例の条文を改めるものでございます。また、同法において、「配偶者のない女子」と同様に「配偶者のない男子」の定義が明記されるため、同法を引用している条例の本文を改めるものでございます。

以上で、斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長 ご苦労様です。説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第27号については、当委員会としては満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(3) 議案第29号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第29号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 課長 本補正予算は、平成26年度の「前期高齢者交付金の概算交付金の確定に伴う国庫、県支出金の補正」・「後期高齢者支援金医療費拠出金、介護納付金の確定に伴う療養給付費等負担金の補正」・「前年度療養給付費負担金等の精算に伴う追加交付と返還に係る補正」・「前年度繰上充用の執行に伴う補正」および「繰越明許費に関する補正」となってお

ります。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正からご説明を申し上げます。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金では、第1目 療養給付費等負担金で511万9千円の増額補正を行うものでございます。

その内訳は、前期高齢者交付金の確定により、第1節 医療給付費分現年分で、653万3千円の増額、後期高齢者支援金の確定により、第2節 後期高齢者支援金分現年分で、196万8千円の減額、同じく介護納付金の確定により、第3節 介護納付金分現年分で、55万4千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 財政調整交付金で、157万1千円の増額補正を行うものでございます。

その内訳は、第1項 国庫負担金と同様の理由により、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で、196万9千円の増額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、55万4千円の減額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で、15万6千円の減額補正を行うものでございます。

8ページにお移りいただきまして、第4款 前期高齢者交付金では、平成26年度の概算交付額が確定したことから、2,187万9千円の減額補正を行うものでございます。

次に、第5款 県支出金では、財政調整交付金157万1千円の増額補正を行うものでございます。

その内訳は、第2款 国庫支出金 第2項の国庫補助金の財政調整交付金と同様の理由で、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で196万9千円の増額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で55万4千円の減額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で、15万6千円の増額補正を行うものでございます。

次に、9ページにお移りいただきまして、第10款 諸収入 第2項 雑入では、第7目 歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところで

ご説明申し上げます、前年度繰上充用金の補正に伴う減額 1 2 5 万 3 千円と、本予算補正から生じた財源 3, 3 9 9 万 3 千円をあわせまして、3, 2 7 4 万円の増額補正を行うものでございます。

1 1 ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第 3 款 後期高齢者支援金等では、平成 2 6 年度の後期高齢者支援金の額が確定したことから、7 0 9 万 7 千円の減額補正を行うものでございます。

先ほど 1 0 ページと申し上げましたが 1 1 ページでございます。

次に、1 2 ページにお移りいただきまして、第 6 款 介護納付金につきましても、平成 2 6 年度の納付額が確定したことから、1 7 3 万円の増額補正を行うものでございます。

次に、第 1 0 款 諸支出金についてであります。2, 5 7 4 万 2 千円の増額補正を行うものでございます。

その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の返還として、2, 2 1 1 万円の増額、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県への返還として、それぞれ 2 0 万 6 千円の増額及び退職者医療療養給付費等の交付の確定に伴う返還として、3 2 2 万円の増額補正を行うものでございます。

次に、第 1 2 款 前年度繰上充用金では、平成 2 5 年度決算により、執行額が確定したころから、1 2 5 万 3 千円の減額補正を行うものでございます。

最後に、繰越明許費についてでございます。

恐れ入りますがお戻りいただき、4 ページ第 2 表をご覧くださいませでしょうか。

第 1 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費 第 1 3 節委託料国保システム番号制度対応改修業務委託料において、国の仕様等がいまだ未確定であり、本年度会計において予算の執行が見込めないことから、委託料 4 1 0 万 4 千円を次年度に繰り越すものでございます。

それでは、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第29号 平成26年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
なにかお尋ねになりたいことはございませんか。 辻委員。

辻委員 この予算特別、決算になるのかな、これ累積赤字かなりになる中で、29年度に県下統一ということで、その辺で今の繰上充用費やっぱり清算せないかん、その時は清算せなあかんと思いますけども、決算のときに見せてもらった財政の見通しなんかでも、その辺の数字が入ってないわけですけども、これはもうやっぱり今後ちょこちょこある程度ゼロにしていくのか、もうその時いっぺんにするのか、その辺の・・・それとまた単年度でやっぱり、監査委員さんも単年度で、やっぱり単年度で赤字ですけども、これもうちちょっとやっぱりある程度避けなければならないと指摘されてますし、今後の見通しもする中で、料金改定もまたされますけども、恐らく料金改定してもそんなえろう大きい金額が改正できないと思います、今の赤字を解消するような、単年度の赤字は解消できると思いますけども、全体的なその辺の負担は難しいと思いますので、今後の課題としてどういうふうに思われているのか、このままもう29年まで行きまんねんというのか、もうちょっと繰上充用減らしていくのかという措置を取られるのか、その辺考えるんやったら考えるで結構ですけども、そこまでっていうのやったら、今度料金改定の中でもそういうことを検討しますっていったら、それはそれで結構ですけども、その辺についてどのようにされるのか、それだけお願いします。

委員長

池田副町長。

副町長

まずあの、県下統一の国の法律できました。これについて当初完全に県の方に移管すると思っておったわけですが、今、国の方で、また県の方で考えておられるのは、国保特別会計というのは残していくと、県の方では徴収もしますけども、保険料の統一をまずやっていこうと。保険料の統一。それについての徴収が各市町村に任せますよと、そして、給付ですけども、給付についても各市町村が行うということになってまいります。そうした結果、国民健康保険会計というのは、当然残っていきますんで、その累積赤字が残っていくということになってまいりますんで、今のような会計になってこようかと思えます。ですからその時点で累積赤字がゼロということはないということでございます。

それと、今回の決算委員会のほうでもいろいろ答弁させていただいておりますけども、国保運営協議会の方で議論をいただいておりますけども、その改定についても今後厚生、担当常任委員会にお示ししますけども、単に単年度の赤字の解消ではちょっとすまないと思うんです、この累積赤字を見ていただければ、いえると思うんですけども、それについては、運営協議会の議論が煮詰った段階で本委員会にまたご相談申し上げたいと思います。以上です。

辻委員

医療費の増加というのは、やっぱり医療費のいろんな機械も新しなって、負担、医療費の増加は避けられないと思いますので、また医者によっては、1ぺん行ったらずっと1年も2年も行かなあかんという、もっと行かなあかん、病気というのか、普通の、よそのお医者さん行ったら2、3回行ったら終りやけども、医者によってもいろんな、患者を引っ張るっていうのか、そういう医者もありますので、これはもうわれわれとしては、またそこで切ったら次行くのかなんかというのものもあるし、お医者さんにもよるやろし、またいろんな機械も、新しい機械も出てますし、その辺もありますんで、これからやっぱり、町も薬もジェネリックを推進されてますけども今後やっぱりそれもありますけども、いろんなこと

が出てくると思いますので、その辺また今後の見通しも立てながらまたよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 すいません、私の方からちょっと。決算委員会でも確認させていただきましたが、結局国保の中で何がしんどいかって言ったら、介護納付金分ですね、それから、後期高齢者の支援金、ここらあたりでのやっぱりマイナス、そこで結構な赤字が出てくるんですよ、それが非常に大きく響いている、今、まあ辻委員の方は給付の方もおっしゃいましたけどね、もちろん給付についても予防っていう立場から頑張っって予防していくっていうこともせんとはいけません、介護納付金も後期高齢者支援金も国保税の改定の時に限度額が変わりましたよね、前。割りと最近だったんですけども、限度額が変わって徴収金額も増になった、という経過がありますけども、もうそんな何も追いつかなくて、結局は税率の方で改定していかざるを得ないような状況になっているというようなことなんです、すいません、担当の常任委員会ですのでね、決算のときにいらっしやらなかった方もいらっしやいますので、介護納付金、そして、後期高齢者支援金で、それぞれ赤字がいくら出ているかっていうことを、再度、ちょっと担当の常任委員会でも確認をさせていただきたいと思います。

国保医療 ちよつと資料持ち合わせておりませんので、後ほど金額の方報告させていただきます。
課長

委員長 結構です、なかったら仕方ないです。決算のときに割とすつと言ってくれはったんで、あると思ってましたんで。

やっぱり担当の常任委員会として今後ね、それらの改定の検討をされ

るということですが、私たちも担当の常任委員会としても、その辺はきっちり見ていかなあかんで、担当の常任委員会でそこらち辺ちょっとあきらかにしといていただけたらと思ったんです。 山崎国保医療課長。

国保医療課長 すいません、申し訳ございません。介護分で約3,068万、後期分で4,219万となっております。

委員長 そうなんです、結局徴収してもこれで、7,000万以上、七千二、三百万もここですでに赤字がでるということでね、非常に国保会計としては大変な状況であるということも、担当の常任委員会としても、すごくこれは料金改定にしても、非常に税率改定に持っていっても厳しい問題だなということ認識はさせていただいておりますが、今後、十分国保運営協議会とも議論いただきまして、また先ほど言われたように煮詰まってまいりましたら、議会の方へも、ご報告のほうお願いしたいと思います。

以上、よろしいございますでしょうか。

(な し)

委員長 他にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(4)議案第30号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第30号 平成26年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正予算の主な内容は、平成25年度の本特別会計の決算額の確定に伴います繰越金と、国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金、補助金、あるいは交付金の精算に関するものなどございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,866万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ22億2,946万1千円とするものでございます。

また、本補正予算では、社会保障・税番号制度のシステム整備に係る介護保険システムの改修事業につきまして、国の仕様等が未確定なため、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、繰越明許費の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算でございます。

第4款「支払基金交付金」、第1項「支払基金交付金」、第2目「地域支援事業交付金」で、平成25年度の決算額の確定に伴い支払基金交付金の精算で生じた不足額51万9千円につきまして、平成26年度において交付されますことから、その受け入れに係るものとして、51万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第9款「繰越金」、第1項「繰越金」、第1目「繰越金」では、平成25年度分の本特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回りますことから、その差額2,814万2千円を平成26年度に繰り越すことにつきまして、増額補正をお願いするものでございます。

8ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算で

ございます。順序が逆になりますけども、はじめに、第5款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」について説明をいたします。

平成25年度の決算額の確定によりまして、第1目「第1号被保険者保険料還付金」で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを還付するための経費として1万4千円の増額補正を、第2目「償還金」では、平成25年度の決算額の確定に伴い、介護給付費に係る国及び県の負担金と支払基金交付金について、また、地域支援事業に係る国及び県の補助金につきまして、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費といたしまして962万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その上にお戻りいただきたいと思っております。第3款「基金積立金」、第1項「基金積立金」、第1目「介護保険給付費準備基金積立金」でございます。

ただ今、ご説明申し上げました歳入と歳出の補正額において生じました差額1,902万4千円につきまして、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、3ページにお戻りいただけますでしょうか。「第2表 繰越明許費」でございます。

社会保障・税番号制度に係る介護保険システムの整備につきまして、国の使用等が未確定でございます。本年度会計において予算の支出を見込めないことから、繰越明許費として、第1款「総務費」、第2項「総務管理費」で、「介護保険システム改修事業」につきまして、529万2千円の繰越明許費としての予算措置をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、「議案第30号 平成26年度 斑鳩町介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）」の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
なにかお尋ねになりたいことはございませんか。

（ な し ）

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
続きまして、5点目に移らせていただきます。（5）議案第31号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第31号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療 本補正予算につきましては、平成25年度会計における「繰越金の確

課長

定」と、出納整理期間中に収納した「後期高齢者医療保険料に係る保険料等負担金の支出及び保険料の払戻しに係る保険料還付金の受け入れに要する補正」および「繰越明許費に関する補正」でございます。

補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正からご説明を申し上げます。

第5款 繰越金 第1項 繰越金では、第1目 繰越金で平成25年度会計の歳入歳出差引額を繰り越すもので、87万6千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第6款 諸収入では、第2項 償還金及び還付加算金 第1目 保険料還付金で、平成25年度中に払戻した保険料のうち、広域連合から保険料還付金として受入未済分、24万2千円の増額補正を行うものでございます。

6ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金 第1項 後期高齢者医療広域連合納付金では、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、繰越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金95万8千円の増額補正を行うものでございます。

また、第3款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金では、平成25年度還付未済に係る保険料還付金が不足する見込であるため、16万円の増額補正を行うものでございます。

最後に、繰越明許費についてでございます。

恐れ入りますがお戻りいただいて、3ページ第2表をご覧くださいませすでしょうか。

第1款 総務費 第2項 徴収費 第1目 徴収費 第13節 委託料後期高齢者医療システム番号制度対応改修業務委託料において、国の仕様等がいまだ未確定でございますので、本年度会計において予算の執行が見込めないことから、委託料205万2千円を次年度に繰り越すものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第31号 平成26年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何かございますでしょうか。特によろしいですか。

(な し)

委員長 特にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。続きまして、2番目の継続審査についてを議題といたします。その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

本委員会におきましては、本年の5月、あるいは先般8月の当委員会におきまして、実施内容など、ご質問等をいただいておりますポイ捨て禁止啓発キャンペーンにつきまして、基本的な実施計画案がまとまりましたので、その概要をご説明をさせていただきます。

このポイ捨て禁止啓発キャンペーンの開催につきましては、以前、議会と自治会連合会の懇談会が開催された折、自治会連合会より罰則規定を設けたポイ捨て禁止条例制定への要望があり、それを受けて厚生常任委員会での勉強会、あるいは自治会長や環境保全推進委員を対象としたポイ捨て対策に関するアンケート調査を実施された結果などから、罰則規定の是非を議論する前に、まずはマナーの向上を図り、ポイ捨てごみの減少に努めるべきということで、当課に対しましてマナー向上のための啓発活動の内容を検討するよう要請がございまして、平成24年11月に、議会、行政、地域が一体となったポイ捨て禁止啓発キャンペーンを実施されたところであります。

今回は、その2回目ということで理解をしております、今回におきましても、議会と行政が中心となり、地域の住民の方々にもご協力をいただきながらポイ捨て禁止を呼びかけていこうというものでございます。

資料1におきまして平成26年度ポイ捨て禁止啓発キャンペーン実施基本計画案をお示しをしておりますので、それに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、このキャンペーンの目的につきましては、冒頭でも申しあげましたように、キャンペーン活動を実施することによりまして、ポイ捨てに対しまして住民のマナーの向上を図り、ポイ捨ての減少に努めることを目的としております。

次に、実施内容であります。平成24年度に実施いたしましたキャンペーンでは、観光客の方にもポイ捨てについて考えていただこうと、JR法隆寺駅で下車されます観光客の方にごみ拾いをしながら法隆寺まで観光していただくことをメインとしたキャンペーンを実施いたしました。今回は、車からのポイ捨てについて考え、また、その

防止に努めていこうということで、ドライバーあるいは同乗者といった車で移動されている方をターゲットにしたキャンペーンを計画したところでもあります。

このことから、キャンペーンの実施場所につきましては、県道大和高田斑鳩線、国道25号、県道奈良大和郡山斑鳩線の3か所を拠点とするほか、活動中、町内全域に広報車を走らせまして、町民の方々にも広くポイ捨て禁止を呼びかけていきたいと考えているところでもあります。

次に、実施日につきましては、11月9日日曜日午前9時から11時30分までの午前中の開催を予定しているところでもあります。

具体的なキャンペーンの内容につきましては、3か所とも、まずはキャンペーンの参加者によりまして、沿道のポイ捨てごみの除去活動を行いまして、その後、沿道でプラカード、のぼり旗、あるいは小学生が描いてくれましたポイ捨て禁止を訴えるポスターを掲げまして、ドライバーや同乗者など車で移動中の方に対しまして、ポイ捨て禁止を呼びかけていきたいと考えております。また、信号待ちの間を利用いたしまして啓発物品等の配布を行うなど、直接ドライバー等にも呼びかける啓発も計画をしております。

そして、活動終了時に再度沿道のポイ捨て状況を確認し、啓発活動によるドライバー等の意識の変化を検証することとしております。

さらに、ドライバーが車から見て車道にポイ捨てされたごみをどう感じているのか、また、どのような対策が必要だと感じているのかといったことを確認するため、法隆寺観光自動車駐車場を利用されました方へのアンケート調査も同時に実施することとしているところでもあります。

最後に、本キャンペーンへの協力ではありますが、各小学校の児童、自治会連合会、環境保全推進委員、観光協会、西和警察署、郡山土木事務所、日本たばこ産業のほか、竜田川の紅葉を守る会、竜田公園を愛する会といった活動団体にも協力を呼びかけることとしております。

資料の2枚目以降では、それぞれの活動場所の見取図をお示ししておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

なお、今後、だいたい1活動場所につきまして20人から40人程度

の活動体制になりますよう、各協力団体に参加依頼をしまいたいと考えているところであります。議長、また当委員会の委員の皆さまにおかれましては、議員の皆さまの参加、あるいは各活動場所への配置等につきましてご配慮いただきますようお願いを申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長

ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

小林委員。

小林委員

ポイ捨ての関係でいろいろ勉強させていただいて、また、いろいろなごみを見させていただく中でですね、ポイ捨ての中で、やっぱりごみの割合で占めるのはタバコかなというふうに思うんです。タバコのごみの量も、寒くなれば手を出してタバコを吸うのも手が痛いので、2月になったらもうタバコのポイ捨てはすごい激減するんですけども、それでもごみの割合的にはタバコの割合が多いという中でですね、つい最近、横浜かな、横浜のほうで、タバコの禁止条例について観光客の方から訴えられて、それでこの前決着がついて、理事者側が、行政側が勝ったんですけれども、それとですね、つい先日、7月1日から王寺町のほうも王寺の駅前の方でタバコの喫煙禁止区域を設けられたんですけれども、それも1つの手かなというふうには考えるんですけれども、斑鳩町としてはですね、そういう全国的な流れとかその裁判の事例とか、また、近隣の王寺の様子などを見られて、今後、それもちよっと勉強していくつもりなのか、それについてちょっと町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

環境対策
課長

いろいろポイ捨て禁止条例、各地で制定をされております。大きく2つに、この条例が分けることができるというふうに考えております。

まず、ポイ捨て行為自体を対象として、対象地域もその市町村全域を

対象とするもの、もう1つがですね、委員も今ご質問でおっしゃいましたように、具体的にタバコ等などポイ捨て禁止とするものを限定して、また、禁止する区域も指定するといったものであります。

いずれの条例も一長一短があるというふうに認識をしております。前者の場合、誰が取り締まるのか、また、ポイ捨ての行為をどのように実証するのかといった問題点があります。ポイ捨てするものを限定したり、ポイ捨ての禁止区域を指定するといった条例では、禁止区域を指定する以上、その区域内を巡視する常駐の監視員の設置が不可欠ではないかということ、その監視員等の人件費や、また、詰所の整備などが必要となりまして、予算が伴うのではないかなというふうに考えております。

ポイ捨てというのはモラル、マナーの問題でありまして、それらを規制する条例等の制定がなくてもポイ捨てごみがない、きれいな町であるのが一番望ましいというふうに考えておりますので、そういった町を実現するにはどのような対策、どのような施策が効果的であるのかということについて、当課といたしましても、日々調査、研究をしているところであります。

小林委員 町の考えとしてはすごくよくわかりました。

私もですね、性善説に立っているいろいろな物事を考えていきたいんですけども、ごみのポイ捨てに関してはですね、あとごくごく一部の方々がやはりごみをポイ捨てされるのかなと。斑鳩町の住民さんはもう意識が高いのでなかなかごみのポイ捨てをされる方は少ないというふうに私は思っておりますのでね、そういうごくごく一部の方にいつまで啓発するのかなというふうに、ふと今思いましたので、王寺も、近隣の王寺のこともありましたので、今回ちょっと町の考え方を聞かせていただきました。

また町のほうもですね、その件について、今の町の考えもわかりますけれども、今後これからの時代にあった条例規制というふうなことについてもですね、ぜひ一度検討していただきたいなというふうに思います。

委員長

今の件ですけど、一応議会から、自治会連合会との懇談があって、そこで議会に対してそういうふうと言われて、それで議会から勉強して、議会が主催をして何かこういうふうに行うと。それでアンケートも議会のほうから環境美化推進委員さんの方だったり、自治会長さんの方に議会名でアンケートを以前とってというふうに行うと、割と議会のほうから発信してきて、議会もいろいろなところ、長浜市とかね、いろいろ見について、勉強もしてきた経過もあるので、もちろん理事者側にもいろいろ聞いていただくのもいいですし、理事者側に啓発の方向性を委員としておっしゃっていただくのはいいのですが、できたら私たちもさらにそういう勉強をやったり当委員会としてもね、やっていく。

今までのスタンスは割と議会のほう主導で行ってきている。それで今回も、ここに、主催は斑鳩町議会、斑鳩町ということで行って、このキャンペーンもね、やりますので、そういうことから我々としても、今後また委員のほうからいろいろな提案がありましたら勉強会をして、委員の1人だけの意見というよりは委員会の中でいろいろ勉強しながら委員の総意としてね、どういう方向性がいいのかというのを見出していくという、そういうスタンスも必要なのかなと。

このスタートがね、スタートやったんでね。今後継続的に当委員会でもそういう意識を持って、また勉強会なども重ねながら、メンバー、委員の構成も変わっていますしね、またやっていくべきかなというふうに思っておりますので、またご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに委員皆さんのほうで何かこの件に関しまして、ございますか。
辻委員。

辻委員

これ、議会。一般とかその辺のやつは理事者のほうで振り分けしてもらえねんけど、議員が偏ってもあかんということで、その辺の振り分けを、要らんのかな。自由でええのかな。

それまた後で、この中で、委員さんでちょっとこう、また調整お願ひしたいと思います。理事者違って委員長にお願ひするというところで。

委員長 わかりました。私も、今回は3コースありますので、当委員会の委員にもどちらに行っていたか。それで、できたら議長、委員長、副委員長は別れて参加させていただく中で、ほかの議員さん、当委員会の委員はもちろん、他の議員さんにもどこのコースに行っていたかというのを確認して、議会としても皆さんで取り組みたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 ほかに、何かございますでしょうか。ございませんか。

(な し)

委員長 ほかにないようですので、以上で継続審査については終わらせていただきます。

次に、3番目の各課報告事項についてを議題とさせていただきます。

その1、議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項、議案第28号 平成26年度 斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきまして、今回の一般会計補正予算のうち、住民生活部の所管に関するものにつきまして、私のほうよりご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の10ページをお開きいただけますでしょうか。一番上でございます。第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金で、現在、旧北庁舎において進めております民間保育所の整備に対する支援に関しまして、安心こども基金特別対策事業費補助金を活用いたしますことから、当該補助金8,235万5千円の増

額補正をお願いしております。補助率は、2分の1となっております。

続きまして、11ページ、歳出予算にお移りいただきたいと思ひます。中段でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費でございます。

平成25年度の執行額の確定に伴いまして、超過交付となりました前年度に交付を受けた補助金等を償還するための経費といたしまして、第5目医療対策費で71万1千円の増額補正、その下の第8目障害福祉費で444万7千円の増額補正をそれぞれお願いしております。

次に、その下の、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目保育園費では、歳入でも申しあげましたとおり、旧北庁舎での民間保育所の整備を支援するため、民間保育所施設整備費補助金といたしまして1億2,353万3千円の増額補正をお願いしております。安心こども基金特別対策事業費補助金の基準額1億6,471万1千円の事業者負担分4分の1を除く4分の3について補正予算の計上をさせていただいております。

続きまして、12ページにお移りいただけますでしょうか。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目感染症予防費でございます。本年10月1日から水痘予防接種が任意接種から定期接種に切り替わりますことから、当該予防接種に係る委託料等につきまして567万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、恐れ入ります、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表繰越明許費についてでございます。特別会計の補正予算のところでもご説明申しあげましたが、社会保障・税番号制度のシステム整備につきまして、国の仕様等が未確定でございます。このことから、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、各システム改修事業及び各特別会計への繰出金につきまして、繰越明許費として予算措置をお願いするものでございます。4ページの一覧のとおりでございます。住民生活部の所管に係ります7事業、2,268万円となっております。

以上、議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)のうち、住民生活部の所管に関するもののご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

はい、ご苦勞さまです。

ただいま報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

じゃあ、すみません、私、1点お尋ねしたいんで。

繰越明許費で民生費、衛生費のところ、今、本庄課長のほうからも説明ありました。いつも申しますが、いろいろな制度が改正になったときに、このシステム変更するにはもう本当に多額の費用がかかって、斑鳩町の、こういう規模の町にとっては負担が大きくなるということでもいつも心配をしているところなんです、今回はマイナンバーですね、税番号制のマイナンバーということで、国の方針でこういうふうに進められてきていますが、今の説明では、国仕様が未確定、それで、未確定といながらも一応この予算出ているんですよ。それで、この予算、結構ばらつきあるんです、このシステム変更にはね。この辺の予算が出てきている積算方法というのか、この数字がなぜ出てきているのかというの、国仕様未確定やのに何でこんな数字出てきたんかなって、まあ、根拠ですね、この辺がわかりにくいのと、これらについての、国の制度によって斑鳩町も変更していくという中では、国、国庫負担ですね、国の補助金がどの程度っていうふうに。これ全体で2,268万って言われていますけど、国庫補助どの程度あって、町が持ち出しどないせなあかんのかって、その辺のこう、考え方、ちょっと教えておいてもらえますか。 植村住民生活部長。

住民生活
部長

このたびの社会保障・税番号制度導入に係るシステムの改修の予算額の算定につきましては、本町におきましては国、今回のこの繰越の対象となっておりますものでは厚生労働省の補助基準を基に算定をいたして

おります。この補助基準は、システムっていうのはいろいろな種類があるんですけども、そのシステムの類型別に改修に係ります設計や開発、あるいはテストなどの事業費を厚生労働省が試算をいたしまして、市町村の人口規模に応じて提示されたものでございます。

それぞれの金額の差ということでございますが、先ほどからも私どもから申しますように、国から具体的な仕様が出されていない現状では明確ではございませんけれども、それぞれのシステムの中では、データの受け入れあるいはデータの出力など、処理する機能におきまして改修または追加していく箇所やそれに要する業務量などによって差が生じてきているものというふうに考えているものでございます。

当然、本町におきましては、この、これは予算額でございますので、この予算額の範囲内で電算業者とこれから契約を交わしていくということでございます。

それから、費用の負担でございますが、今回、民生費でお願いしている国民年金のシステムの改修につきましては、国の補助率は10分の10でございます。それとあと、この一部ですね、児童福祉システムの中、ちょっと仕様ははっきりわかりませんが、児童福祉か障害福祉のどちらかになると思うんですけども、特別児童扶養手当に関する部分につきましては、10分の10の補助率でございます。それ以外のものにつきましては、国庫補助率は3分の2でございます。

あと、社会保障システムのこの地方の負担分3分の1につきましては、普通交付税及び特別交付税で措置されるというふうに聞いているところでございます。

委員長

特別交付税、普通交付税もね、交付税っていうたらもうなんやかんやどっさり入れはってぼんとくるから、ほんまに入ってるのかなっていうて私らもよくわからんところもあるんですけども、まあ、一応国はそういうふうに手当てをさせていただくと言っているんですね。

それで、これはあくまでも予算であって、斑鳩町が委託をしている業者との関係の中ではこの範囲内で、だから予算を超えることはなく、予

算よりは安くなることもあるという認識をもっておればいいというふう
に、今、お聞きさせていただきました。できるだけ業者さんともね、き
ちっと国の仕様が出てきたら、早くやっぱりきちっとこの整備をしてい
ただいて、システムの変更がうまくいかないとね、なかなか制度改正の
ときにのっていけないから、この辺についても慎重に、またきちっとお
願いしておきたいと思います。

ほかに、委員皆さんのほうで何かございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしたら、これ以外に何か理事者側から報告しておくことっていう
のはありますでしょうか。特にないですか。

(な し)

委員長 特に理事者側もその他報告もないようですので、以上で各課報告事項
については終わらせていただきます。

続きまして、4番目のその他を議題といたします。各委員皆さまより
質疑やご意見などがあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょう
か。 中川委員。

中川委員 先日の13日に開催された敬老会、各種団体の代表、来賓として紹介
していただいたんですが、農業委員代表や社会教育委員さん代表やら、
いろいろな団体名を読み上げていただいて、一同、一斉に立ってもらっ
た。どの人がね、どの団体で来てくれてはるのか全然、私らもわからへ
ん人もおられるんでね、やっぱりあれ、団体ごとに立ってもらおうとい
うのは具合悪いんですか。

委員長 小城町長。

町 長 見ていましたらやっぱり、各種団体は各団体名で立っていただくというのをしなかったら、最後にもう立ってしまうということになったら、どこの団体かもうわかりませんし、やっぱり仮に農業委員会の会長がおみえになったら農業委員会会長ということですね、ご紹介するのが当たり前であって、私はやっぱりあのときにですね、何か皆さん方も異様に感じておられましたから、やっぱりそれは改めていくべきだと思っています。

中川委員 まあ、町長そない言うてもうたから、今年度明けに成人式も控えていますしね、町長がそない言うてくれてはるのに、何でことしはああいう形になりましたん。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 敬老式典のほうで、すみません、例年それでやっていたからっていう理由で、例年と同じようにやらせていただいたというところでございます。

委員長 休憩します。

(午前 10 時 22 分 休憩)

(午前 10 時 24 分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。
先ほどの質問に対しましての答弁を求めます。 植村住民生活部長。

住民生活部長 担当のほうで、昨年の司会台本をもとに今回の式典を構成したんですけども、その司会台本等を引き継ぐ段階で誤りがあったのかもしれませんが、申しわけございませんでした。次年度からは各団体ごとに紹介をさせていただいて、そこでご起立をいただくというふうに改めさせてい

ただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

それでよろしいですか、委員。

一斉に最後、一斉に一礼いただいて、また皆さんから拍手いただくのはいいですけど、名前呼ぶごとに立っていただくっていうことは、やっぱりせっかく来ていただいているのに、どういう役職で来ていただいているか、やっぱりせっかくですのでご紹介したいですのでね、よろしくお願いいたします。

ほかに、その他についてございますでしょうか。 小林委員。

小林委員

1点確認ですけれども、保育所保育料の考え方について、案について、この前、斑鳩町の保育所運営委員会のほうにご説明いただいたと思うんです。また国のほうで決まりましたらですね、改めてこう決まりましたということでもう一度保育所運営委員会の方々とお話をする機会は設けていただけるのかどうかについて。

委員長

植村住民生活部長。

住民生活
部長

もちろん保育所運営委員会でいろいろとご議論、ご意見いただく重要な案件なんですけれども、問題は国から公定価格がいつ出てくるかというタイミングの問題になると思います。ですから、その時点でその保育所運営委員会が開催ができるのかどうかっていう問題もあるんですけれども、いずれにしても、保育所運営委員の皆さまにはご説明、どういう形になるかわかりませんが、ご説明なりしていかならあかんというふうには思っております。

ただ、この保育料の金額表につきましては、当然条例改が必要となってくるものですから、これが12月なのか、あるいは3月になるのか、この辺はちょっと、今、定かではございませんけれども、厚生委員会にまずお諮りはさせていただくということでご理解いただきたいと思えます。

小林委員 国の動向が決まらない中でということで前回の事前委員会のほうで課長からしっかりとした答弁をいただきましたけれども、陳情書としてですね、斑鳩町議会にあがってまいりましたし、やはりですね、その新しい制度の影響を一番受けやすい方々にですね、やっぱり、何て言うか、真摯にというか、ちゃんと向き合ってくれたらですね、町の考え方が正しいのかどうかは別にしてですね、町の考え方としてはしっかりと説明をしていただき、また、なぜこうなっていくのかということもですね、財政もあわせてですね、しっかりとした対話を保育所運営委員会の方々としていただきたいというふうに要望だけさせていただきます。

委員長 その陳情があがってきたのは、たつた・あわ保護者会の代表名で一旦議会のほうへ保育料についてあがってきましたが、保育所運営委員会にはあわ・たつた保護者会の代表の方々はお2人とも入っておられるんでしょうか。 本庄福祉課長。

福祉課長 両園とも代表の方入っていただいております。

委員長 議会といたしましても、条例改正は、当委員会の方に付託となってくると思いますが、やはり、保育所運営委員会で十分にご議論いただいたあとに、ご提案をしていただきたいというふうに私たちは思っておりますので、まあ、本当に国からくるタイミングもあるかとは思いますが、やはりできるだけ保育所運営委員会を尊重していただいて、やっぱり委員会開催っていうのを、まず頭に置いていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。やっぱり保育所運営委員会も通らずにきたやつを議会で決めるっていうのもね、決めにくいですね、一応一定議論されてからきてほしいというのが、われわれの思いですので、またよろしくお願ひします。

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、その他についても以上で終わらせていただきます。

それでは、継続審査案件についてお諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、委員皆様のお手許に現地調査の実施ということで、10月23日(木)に、生駒市にあります関西メタルワーク株式会社に現地調査を計画しておりますので、委員皆様にはご参加のほうよろしくお願いいたします。

それではこれをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

(午前10時35分 閉会)